

組合員の皆様へ

水土里ネット豊沢川の森 環境整備活動

例年植樹祭を開催している「水土里ネット豊沢川の森」の環境整備活動を、六月と九月に実施いたしました。

この活動は、役員、総代の各地区委員長、管内のアドプト活動協定事業者等のご協力により毎年実施しており、今後も水源涵養機能の確保による農業用水の安定供給や水質浄化等のためにも、今後も続けて行きたいと思います。

また、残念なことに今年度も廃タイヤの不法投棄が確認され、昨年度植樹したアジサイも掘り起こされて盗難されていることを確認いたしました。

不法投棄や窃盗は犯罪です。それらを見かけたり見つけた場合には、当改良区へ連絡していただきますようご協力をお願いいたします。



上段
9月環境整備活動
下段
不法投棄（廃タイヤ）

次のような場合は土地改良区への届出が必要です

毎年4月1日現在の土地原簿、組合員名簿を基準に新年度の賦課金を算定しますので、下記の権利移動があった場合は必ず届出をお願いします。

- 農地を売買又は交換したとき、または、相続、贈与されたとき
- 農地を貸借したとき、または、解約したとき
- 後継者に経営移譲するとき
- 組合員が亡くなられたとき、または、住所や電話番号が変わったとき
- 農地を農用地以外（宅地等）に転用するとき
- 公共用地（道路等）に買収されたとき

※ 農地転用や公共事業による買収で地区除外をされる場合は **決済金** の納付が必要です。

※ 農業委員会、法務局等の公共機関で土地の権利移動の手続きをされても、**土地改良区に届出がなければ、土地原簿、組合員名簿の修正は行われません**ので、ご注意ください。

※ 届出用紙は当土地改良区に設置またはホームページに掲載しております。ご希望により郵送いたしますのでご連絡ください。

関係法 土地改良法第43条 権利義務の承継及び決済
土地改良法第44条 組合員の資格得喪の通知義務

土地原簿閲覧について

賦課金の算定基礎となる土地原簿は、当土地改良区事務所にて閲覧することができますので、ご希望の方はお申出くださいますようお願いいたします。

准組合員について

土地改良法に基づく組合員は、その土地についての耕作者であり、土地改良区の賦課金は組合員に対して賦課されます。（所有者の申出により農業委員会が承認した場合は、所有者が組合員）

組合員ではない土地の所有者が賦課金を納付するためには、准組合員の加入申込が必要となり、かつ、耕作者の同意を得て、賦課金の分担の申出が必要となりますので、ご注意ください。

詳しくは当土地改良区までお問合せください。

水路などを使用したいとき

<土地改良区の管理施設の使用または廃止には申請が必要です>

土地改良区が管理している水路や土地を排水放流や進入路などで利用したい場合には、土地改良区への申請が必要となります。また、公共下水道や農業集落排水への排水接続などのために、管理施設を使用しなくなった場合にも届出をお願いします。届出がない場合には通知書が発行されますので、ご注意ください。

本年の渇水状況について

今年度の用水管理につきましては、5月までは順調に推移しておりましたが、6月以降は高温に加え降雨が少なく、昨年度に続く渇水となりました。

渇水対策として、中干し時期を含め計15日の断水を実施いたしましたが、8月11日で豊沢ダムの貯水率が2%となりました。その後、若干降雨がありましたが、豊沢ダムへの流入はほとんどなく組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。

来年度、どのような天候になるかわかりませんが、組合員の皆様におかれましてもこれまでと同様に節水対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

豊沢ダム貯水量及び雨量

